

山口県報

令和6年
12月27日
(金曜日)

目次

○規則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十三号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和四十年山口県規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十七年政令第十六号」の下に「。以下「政令」という。」を、「昭和三十七年建設省令第三号」の下に「。以下「省令」という。」を加える。

第二条中「含む。」において「を」を含む。及び法第四十三條第二項において「に、「別記様式」を「別記第一号様式」に改める。

本則に次の二十二条を加える。
(省令第七條第一項第十二号及び同条第二項第十号の規則で定める書類)

第三条 省令第七條第一項第十二号及び同条第二項第十号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 工事主の資力及び信用に関する申告書（別記第二号様式）

二 工事施行者の能力に関する申告書（別記第三号様式）

三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(省令第八條第九号及び第十号の規則で定める値)

第四条 省令第八條第九号の規則で定める値は、五十センチメートルとする。

2 省令第八條第十号の規則で定める値は、五十センチメートルとする。

(宅地造成等工事規制区域内における工事着手等の届出)

第五条 法第十二條第一項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、その旨を当該各号に定める届出書により知事に届け出なければならない。

一 工事に着手した場合 工事着手届（別記第四号様式）

二 工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開した場合 工事中止届（別記第五号様式）、工事廃止届（別記第五号様式）又は工事再開届（別記第五号様式）

様式)

(宅地造成等工事規制区域内における工事の協議)

第六条 法第十五條第一項の規定により知事と協議しようとする者は、申出書に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては省令第七條第一項各号（第七号から第九号まで及び第十二号を除く。次条第一項、第十六條第一項及び第十七條第一項において同じ。）に掲げる書類及び知事が必要と認める書類、土石の堆積に関する工事にあつては省令第七條第二項各号（第五号から第七号まで及び第十号を除く。次条第一項、第十六條第一項及び第十七條第一項において同じ。）に掲げる書類及び知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申出書の提出を受けた場合において、当該協議が成立したときは、当該協議の結果を記載した書面を送付することにより、その旨を当該協議の申出をした者に通知するものとする。

第七条 法第十六條第三項において準用する法第十五條第一項の規定により知事と協議しようとする者は、申出書に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては省令第七條第一項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）及び知事が必要と認める書類、土石の堆積に関する工事にあつては同条第二項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）及び知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出書の提出を受けた場合について準用する。

(宅地造成等工事規制区域内における工事の軽微な変更の届出)

第八条 法第十六條第二項の規定による届出をしようとする者は、工事変更届（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等工事規制区域内における工事の一部完了検査等)

第九条 知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十二条第一項の許可を受けた者の申請により、当該許可に係る工事の一部が完了した場合において、次の各号に該当するときは、当該部分について、法第十七条第一項の検査を行うことができる。

一 当該工事に係る宅地又は農地等の分割が可能で、かつ、その各々が独立して使用に供しうるものであるとき。

二 分割によつて、他の宅地又は農地等の災害防止の支障とならないとき。

2 前項の規定による検査を受けようとする者は、省令第四十条の完了検査申請書に当該部分を明示した平面図を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、土石の堆積に関する工事について法第十二条第一項の許可を受けた者の申請により、当該許可に係る工事の一部が完了した場合において、第一項各号に該当するときは、当該部分について、法第十七条第四項の確認を行うことができる。

4 前項の規定による確認を受けようとする者は、省令第四十三条の確認申請書に当該部分を明示した平面図を添えて知事に提出しなければならない。

(宅地造成等工事規制区域内における工事の定期の報告の様式)
第十条 省令第四十八条第一項及び第二項の報告書は、定期報告書(別記第七号様式)による。

(宅地造成等工事規制区域内における工事等の届出の添付書類)

第十一条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事(政令第二十三条各号に掲げる規模のものを除く。)について法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十二条第一項の届出書に同条第二項の表に掲げる図面及び同項に規定する状況を明らかにする写真その他の書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事(政令第二十五条第二項各号に掲げる規模のものを除く。)について法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十二条第三項の届出書に同条第四項の表に掲げる図面及び同項に規定する状況に明らかにする写真その他の書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十五条の届出書に次に掲げる図面を添えて知事に提出しなければならない。

一 位置図

二 土地の平面図(除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は政令第七条第一項第一号ハに規定する地滑り抑止ぐい等の位置及び名称を示したものに限る。)

4 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十六条の届出書に次に掲げる図面を添えて知事に提出しなければならない。

一 位置図

二 土地の平面図(転用した土地の境界線を示したものに限る。)

(法第二十一条第一項の規定による届出をした工事の完了の届出)
第十二条 法第二十一条第一項の規定による届出をした者は、当該工事を完了したときは、速やかに、工事完了届(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

(法第二十七条第一項の規定による届出をした工事の完了の届出)
第十三条 法第二十七条第一項の規定による届出をした者は、当該工事を完了したときは、速やかに、工事完了届(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

(省令第六十三条第一項第二号及び同条第二項第二号の規則で定める書類)
第十四条 省令第六十三条第一項第二号及び同条第二項第二号の規則で定める書類は、第三条各号に掲げる書類とする。

(特定盛土等規制区域内における工事着手等の届出)
第十五条 法第三十条第一項の許可を受けた者は、第五条各号に掲げる場合には、速やかに、その旨を当該各号に定める届出書により知事に届け出なければならない。

(特定盛土等規制区域内における工事の協議)
第十六条 法第三十四条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、申出書に、特定盛土等に関する工事にあつては省令第七条第一項各号に掲げる書類及び知事が必要と認める書類、土石の堆積に関する工事にあつては同条第二項各号に掲げる書類及び知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申出書の提出を受けた場合において、当該協議が成立したときは、当該協議の結果を記載した書面を送付することにより、その旨を当該協議の申出をした者に通知するものとする。

第十七条 法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、申出書に、特定盛土等に関する工事にあつては省令第七条第一項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)及び知事が必要と認める書類、土石の堆積に関する工事にあつては同条第二項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)及び知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出書の提出を受けた場合について準用する。

(特定盛土等規制区域内における工事の軽微な変更の届出)
第十八条 法第三十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、工事変更届(別記第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等規制区域内における工事の一部完了検査等)

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出書の提出を受けた場合について準用する。

(特定盛土等規制区域内における工事の軽微な変更の届出)
第十八条 法第三十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、工事変更届(別記第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等規制区域内における工事の一部完了検査等)

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出書の提出を受けた場合について準用する。

(特定盛土等規制区域内における工事の軽微な変更の届出)
第十八条 法第三十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、工事変更届(別記第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等規制区域内における工事の一部完了検査等)

第十九条 知事は、特定盛土等に関する工事について法第三十条第一項の許可を受けた

者の申請により、当該許可に係る工事の一部が完了した場合において、次の各号に該

当するときは、当該部分について、法第三十六条第一項の検査を行うことができる。

一 当該工事に係る宅地又は農地等の分割が可能で、かつ、その各々が独立して使用

に供しうるものであるとき。

二 分割によつて、他の宅地又は農地等の災害防止の支障とならないとき。

該部分を明示した平面図を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、土石の堆積に関する工事について法第三十条第一項の許可を受けた者の申

請により、当該許可に係る工事の一部が完了した場合において、第一項各号に該当す

るときは、当該部分について、法第三十六条第四項の確認を行うことができる。

4 前項の規定による確認を受けようとする者は、省令第七十三条の確認申請書に当該

部分を明示した平面図を添えて知事に提出しなければならない。

(特定盛土等規制区域内における工事の定期の報告の様式)

第二十条 省令第七十八条第一項及び第二項の報告書は、定期報告書(別記第七号様

式)による。

(特定盛土等規制区域内における工事等の届出の添付書類)

第二十一条 特定盛土等に関する工事(政令第二十三条各号に掲げる規模のものを除

く。)について法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第八十

法第十二条第一項の許可があつたとみなされた者について、第十条の規定は法第十五

条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたとみなされた者について、第

十五条及び第十八条から第二十条までの規定は法第三十四条第一項の規定により法第

三十条第一項の許可があつたとみなされた者について、第二十条の規定は法第三十四

条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたとみなされた者について、そ

れぞれ準用する。

(書類の提出部数)

第二十四条 省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本一部及び副本

一部を提出しなければならない。ただし、次に掲げる書類及びその添付書類の提出部

数は、正本一部及び副本二部とする。

一 省令第七條第一項及び第二項の申請書

二 省令第三十七條第一項及び第二項の申請書

三 省令第六十三條第一項及び第二項の申請書

四 省令第六十七條第一項及び第二項の申請書

五 第六條第一項の申出書

六 第七條第一項の申出書

七 第十六條第一項の申出書

八 第十七條第一項の申出書

第2号様式(第3条、第14条関係)

工事主の資力及び信用に関する申告書

年月日

山口県知事 様

申告者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第2号の資力及び信用について、下記

のとおり申告します。

記

設立年月日	年	月	日	資本金	千円
法令による登録等	事務人	技術人	その他人	計	千円
従業員数	前年度事業量	前年度納税額	法人税又は所得税	千円	千円
主たる取引金融機関	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴等
役員略歴	工事の名称	工事施行者名	工事施行場所	面積及び工事費	着工及び完了年月日
宅地造成工事等施行経歴				千円	年月日
				千円	年月日
				千円	年月日
				千円	年月日
				千円	年月日
				千円	年月日

注 1 申告者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び

代表者の氏名を記入すること。

2 「法令による登録等」の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の許可等について記入すること。

3 この申告書には、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書並びに会社法第435条第2項の計算書類(直前事業年度のものを)を添付すること。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

備考

第3号様式(第3条、第14条関係)

工事施行者の能力に関する申告書

年月日

山口県知事 様

申告者 住所
氏名
工事施行者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第3号の工事を完成するために必要な

能力について、下記のとおり申告します。

記

設立年月日	年	月	日	資本金	千円
法令による登録等	事務人	技術人	その他人	計	千円
従業員数	前年度納税額	法人税又は所得税	千円	事業税	千円
主たる取引金融機関	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴等
技術者略歴	注文主の氏名	元請、下請の別	工事施行場所	面積及び工事費	着工及び完了年月日
宅地造成工事等施行経歴				千円	年月日
				千円	年月日
				千円	年月日
				千円	年月日
				千円	年月日
				千円	年月日

注 1 申告者又は工事施行者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地

並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「法令による登録等」の欄には、建設業法による建設業者の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入すること。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

備考

報 告 書

第4号様式 (第5条、第15条、第23条関係)

工 事 着 手 届 年 月 日

山口県知事 様

工事主 住所
氏名

下記のとおり工事に着手したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
第5条
第15条
第23条
第23条

第1号

において準用する第5条第1号の規定により届け出ます。
において準用する第15条

記

許可 (協議成立) の年月日 及び番号	年 月 日	第 号
着 手 年 月 日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	

注 工事主の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式 (第5条、第15条、第23条関係)

工 事 中 止 再 届 年 月 日

山口県知事 様

工事主 住所
氏名

下記のとおり工事を中止したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
第5条
第15条
第23条
第23条

第2号

において準用する第5条第2号の規定により届け出ます。
において準用する第15条

記

許可 (協議成立) の年月日 及び番号	年 月 日	第 号
中止再開 の 年 月 日	年 月 日	
中止再開 の 理 由		

注 工事主の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式(第8条、第18条、第23条関係)

工事変更届 年 月 日

山口県知事 様

工事主 住所
氏名

下記のとおり工事の計画の軽微な変更をしたので、宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定により届け出ます。
第35条第2項

記

許可(協議成立)の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更事項	/ 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所 2 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

注 / 工事主の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「変更事項」は、該当するものの番号を○で囲むこと。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式(その1)(第10条、第20条、第23条関係)

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事用)

定期報告書 年 月 日

山口県知事 様

工事主 住所
氏名

下記のとおり宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施の状況等について、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により報告します。
第38条第1項

記

工事が施行される土地の所在地	
許可(協議成立)の年月日及び番号	年 月 日 第 号
前回の報告年月日	年 月 日
報告の時点における盛土又は切土の高さ	m
報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²
報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³
報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	

注 工事主の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式 (その2) (第10条、第20条、第23条関係)
(土石の堆積に関する工食用)

定 期 報 告 書 年 月 日

山口県知事 様

工事主 住所
氏名

下記のとおり土石の堆積に関する工事の実施の状況等について、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により報告します。

記

工事が施行される土地の所在地	
許可(協議成立)の年月日及び番号	年 月 日 第 号
前回の報告年月日	年 月 日
報告の時点における土石の堆積の高さ	m
報告の時点における土石の堆積の面積	m ²
報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³
前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	堆積 m ³
	除却 m ³

注 工事主の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式 (第12条、第13条、第22条関係)

工 事 完 了 届 年 月 日

山口県知事 様

工事主 住所
氏名

下記のとおり工事を完了したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第12条第13条第22条の規定により届け出ます。

記

届 出 の 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
工事をした土地の所在地	
工事施行者の住所及び氏名	

注 / 工事主又は工事施行者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 「届出の年月日」の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項又は第40条第1項の規定により届出をした年月日を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

令和六年十二月二十七日印刷
令和六年十二月二十七日発行

発行人
所

山口県知事
山
口
県
知
事
庁

附則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。